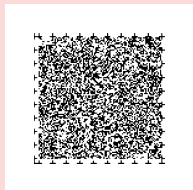


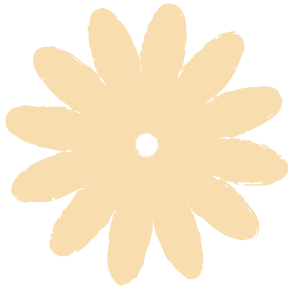
障がい児・者の

福 社 マ ツ プ

おしえて!

芦屋っふ





改訂にあたって

芦屋市自立支援協議会
会長 堺 敦

芦屋市自立支援協議会は、9年前の平成20年に発足し、年2～3回のペースで協議会を開催してまいりました。

年々限られた時間の中、熱心な討議がなされていることを実感しているところであります。

この間、実務者会、専門部会等を立ち上げ、より具体的な課題を解決するために、着実な歩みを進めてまいりました。

さて、この度、好評のうちに使用されてきた、福祉マップ“芦屋っふ”が、5年を経過して、内容を修正する必要がでてまいりました。

担当委員の方には、大変お世話になりましたが、完成したこの新しいマップが、皆さまのお手元に届き、前版同様活用されますことを、祈念いたします。

平成29年 春

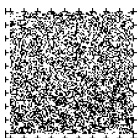
マップの使い方

このマップは生活に沿ったサービスを「相談」「居宅」「日中」「働く」「泊まる」「育つ」の分類で分けています。例えば、家族や障がいのことで相談したいときは、「相談」のページを開いてください。仕事のことを考えているなら、「働く」のページを開いてください。どのような事業所を利用するのかイメージできるようにしています。それぞれの事業所の場所、連絡先、アクセス方法、メールアドレス等が記載されており、設備は一目でわかるようにデザインアイコンを付けています。例えば、駐車場のアイコンは **P** となります。

事業所の特徴が少しでもわかるようにPR文を掲載しました。身近なところに置いてみなさんご活用下さい。

アイコンの説明

誘導ブロック 	音声案内 	補助犬 同行可能 	車椅子 貸出可能 	車椅子使用 者用駐車場 	赤ちゃんの 駅
駐車場 	エレベーター 	エスカレーター 	点字案内板 	車椅子対応 エレベーター 	スロープ
手話 対応可能 	障がい者用 トイレ 	筆談可能 	障がい者対応 パソコン 	オストメイト 	階段 昇降機



もくじ

芦屋市の相談・福祉サービス利用の流れ 4
 福祉サービスを利用するためには（計画相談支援） 5

相談 6-7

- 1 芦屋市障がい者基幹相談支援センター
- 2 芦屋ハートフル福祉公社相談支援事業所
- 3 芦屋メンタルサポートセンター障がい者相談支援事業所
- 4 芦屋市社会福祉協議会障がい者相談支援事業所
- 5 三田谷治療教育院治療教育室分室障がい者相談支援事業所
- 6 阪神南障害者就業・生活支援センター
- 7 芦屋市権利擁護支援センター
- 8 芦屋市特別支援教育センター
- 9 障がい児機能訓練事業
- 10 ひょうご発達障害者支援センタークローバー芦屋ランチ
- 11 芦屋市福祉部障害福祉課 / 障がい者相談員（身体・知的・精神）

居宅 8-11

- 1 芦屋ハートフル福祉公社自立支援サービス事業所
- 2 にここ介護
- 3 ニチイケアセンター芦屋
- 4 ともケアセンター
- 5 介護支援センターあゆみ
- 6 居宅介護事業所すずな
- 7 ケアコミュニケーションズ芦屋
- 8 円訪問介護事業所
- 9 訪問介護ステーションレモン
- 10 地域福祉センターハーブあしや
- 11 サポートケアなごみ
- 12 アイルケア
- 13 アメリカンメイドサービス訪問介護事業所
- 14 ルソナ訪問介護事業所

日中 12-13

- 1 三田谷学園
- 2 芦屋翠ホーム
- 3 ワークホームつつじ
- 4 芦屋市立みどり地域生活支援センター
- 5 芦屋みどり作業所
- 6 はまゆう
- 7 芦屋市社会福祉協議会わくわくルーム

働く 14-17

- 1 ワークホームつつじ
- 2 芦屋みどり作業所
- 3 プリモ芦屋
- 4 なかよし工房
- 5 ライラック
- 6 障害者が街で共に生きるみんなの麦の家
- 7 ともいき工房芦屋三条南ホーム
- 8 就労支援センターワーク・キューブ
- 9 ワークショップ心心和
- 10 しーど

公共交通機関の利用について 17

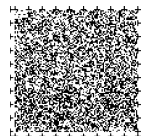
泊まる 18-19

- 1 三田谷学園
- 2 芦屋翠ホーム
- 3 グループホーム燈
- 4 芦屋みどりホーム（陽光町）
- 5 芦屋みどりホーム（春日町）
- 6 芦屋市立みどり地域生活支援センター
- 7 市立芦屋病院

育つ 20-23

- 1 こども発達サポートえくぼ
- 2 児童デイサービススポーツキッズらいぶりー
- 3 児童デイサービスフューチャー芦屋
- 4 放課後デイサービス南天
- 5 放課後デイサービスなんてんあしや
- 6 アスロンデイサービスカケルあしや
- 7 さんさんキッズ
- 8 芦屋もくば児童デイサービス
- 9 児童デイサービスまいきつ芦屋精道
- 10 放課後デイサービスひまわり
- 11 児童デイサービスのぞみ芦屋
- 12 るびなす
- 13 すくすく学級

- 災害時に備えて 24-25
 事業所販売グッズコーナー 26
 障がい者の支援を行う団体 27
 障がい団体の活動内容 27



僕の名前はあしやっち！
 色々な所を探検するのが大好きだよ！
 みんなのまちにも探検しに行くかも！
 よろしくね♪



concept

芦屋には昔、猿丸太夫という人がいたと言われています。
 その名前からおサルキャラクターを思いつき、マップということで探すイメージで探偵の格好にしました。

※ 上記は平成 28 年 11 月 1 日現在掲載許可のあった事業所の一覧であり、最新の情報とは異なる場合があります。ご了承下さい。

芦屋市の相談・福祉サービス利用の流れ

生活の悩みや、 就職について相談したい



相談 (P6 ~ P7 へ)

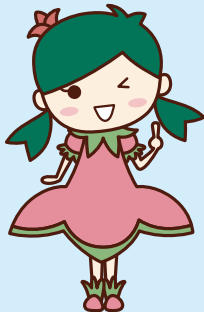
電話や面談・訪問でお話をうかがいます。じっくりとお話を聴き、悩みごとの解決について一緒に考えます。就労や権利擁護、金銭管理など、お悩みの内容に合わせて専門の窓口の相談員が対応します。

具体的には・・・



- 日常生活での悩みや障がい福祉サービスの利用についての相談
- 障がいのある人やご家族の自助グループの紹介
- 就労についての情報提供や、面接の練習・面接会への同行
- 成年後見制度の紹介や手続きのお手伝い
- 金銭管理などをお手伝いするためのサービスの紹介

その他、ご相談の内容に応じた支援をさせていただきます。



まずは
市役所・福祉センター
各相談窓口にて
ご相談下さい

ヘルパーや施設の 福祉サービスを利用したい



相談 (P6 ~ P7 へ)

電話や面談・訪問でお話をうかがいます。どのような福祉サービスが必要か、利用可能かを、お話を聴きながら一緒に考えます。また、福祉サービスの利用を開始するためには、申請書類と「サービス等利用計画・障がい児支援利用計画」を市役所に提出するなど、手続きが必要となります。

⇒計画相談支援 (P5)



福祉サービスの利用

●居宅 (P8 ~ P11)

毎日の入浴や排せつの介助・掃除や料理の支援が必要な人に、ホームヘルパーを派遣します。重い障がいのある人への重度訪問介護や、移動支援、同行援護も行います。

●日中 (P12 ~ P13)

生活のリズムに合わせて、日中の時間を仲間と一緒に過ごします。食事やレクリエーション、運動などをすることで、毎日をいきいきとすごします。生活についてスタッフと相談もできます。

●働く (P14 ~ P17)

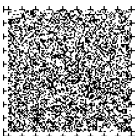
生活の目標を設定し、一人ひとりの計画に沿って仕事や作業・訓練をします。清掃や接客・販売作業など、働く喜びを感じたり、本格的な就労へのステップの場として利用することができます。

●泊まる (P18 ~ P19)

障がいのある人向けの介護付き住居「グループホーム」や、短期入所（ショートステイ）等、宿泊型のサービスを利用することができます。住み慣れた地域で安心して生活するためのサービスです。

●育つ (P20 ~ P23)

障がいのある児童に向け、放課後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。



福祉サービスを利用するためには（計画相談支援）

- 福祉サービスを利用するには、市役所へお申し込みの上、申請書類や「サービス等利用計画・障がい児支援利用計画」の提出などの手続きが必要となります。
- 相談を受けた相談支援専門員が、どんな暮らしをしたいのか・そのためにどのようなサービスを利用するか、一人ひとりに応じた「サービス等利用計画・障がい児支援利用計画」を作成し、サービス利用を継続して行うための支援を、**計画相談支援**といえます。



サービス等利用計画・障がい児支援利用計画とは…

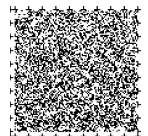
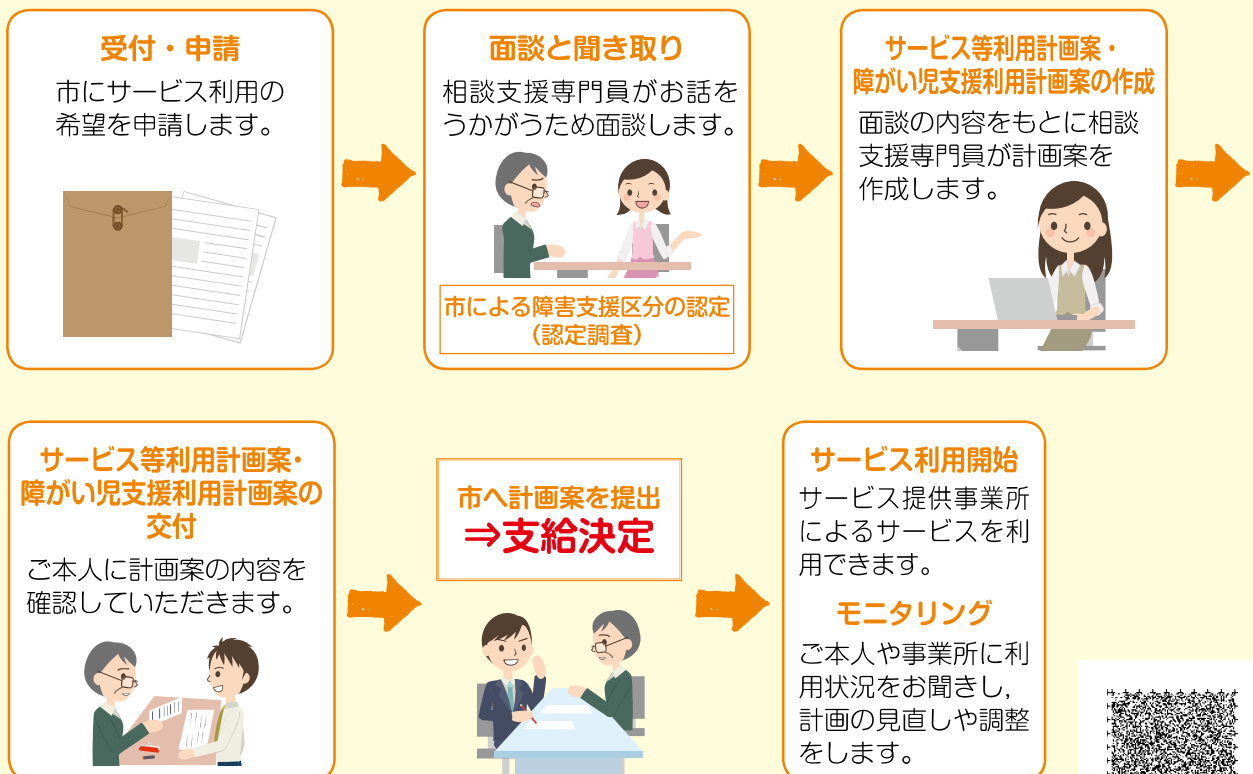
- サービス等利用計画・障がい児支援利用計画とは、サービス利用者を支援するための総合的な計画です。計画には、ご本人の解決すべき課題や、そのための支援方針、利用するサービス等が記載されます。
- 利用するサービスについては、福祉サービスの他、保健・医療・教育・就労などの幅広い分野の支援から、ご本人にとって適切なサービスの組み合わせを考慮し、提案します。



Q 誰がサービス等利用計画・障がい児支援利用計画を作るの？

A 指定特定相談支援事業所（P6の②～⑤）に作成を依頼します。または、ご本人やご家族で計画を立てることもできます。（セルフケアプラン）

サービス利用と計画相談支援の流れ





障がいのある人が地域でいきいきと生活するためにいいんだ。障がいに関するあらゆる相談は、電話でもメールなら訪問する相談員もいるから、一度電話してね。まと思ってね。次のページから紹介するサービスを利用して問い合わせてね。

芦屋市保健福祉センター

住所 芦屋市呉川町 14-9 芦屋市保健福祉センター

アクセス 阪神芦屋駅から徒歩 13 分 / JR 芦屋駅から徒歩 15 分

設備



2 芦屋ハートフル福祉公社 相談支援事業所

◎事業所種別：障害者相談支援 ◎運営主体：一般財団法人 芦屋ハートフル福祉公社

e-mail sodanshien@heartful-ashiya.or.jp

URL www.heartful-ashiya.or.jp

事業所 P R 障がいのある人が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができるように、優しさ、まごころ、笑顔をもっとに総合的な相談に応じます。

3 芦屋メンタルサポートセンター 障がい者相談支援事業所

◎事業所種別：障害者相談支援 ◎運営主体：社会福祉法人 芦屋メンタルサポートセンター

e-mail soudan@amsc.or.jp

事業所 P R おひとりでお悩んでいること、家族だけで「どうしよう?」「どうしたらいいの?」とお悩んでいること、頑張っていること・・・お気軽にご相談ください。一緒に安心できる生活や暮らし方を考えさせていただきます。

4 芦屋市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所

◎事業所種別：障害者相談支援 ◎運営主体：社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会

e-mail sodanshien@ashiya-shakyo.com

事業所 P R 障がいの種別を問わず、また、手帳のあるなしに関わらず、ご相談に応じます。生活上の身の回りのことやお金の管理など、困ったことをどうしたらいいか、一緒に考えさせていただきます。

5 三田谷治療教育院 治療教育室分室 障がい者相談支援事業所

◎事業所種別：障害者相談支援 ◎運営主体：社会福祉法人 三田谷治療教育院

e-mail soudan-shien@sandaya.or.jp

事業所 P R 一人ひとりのライフステージに応じて、地域で自分らしく暮らすことができるように、どうすればいいか一緒に考えさせていただきます。ご希望に応じて、来所相談だけでなく、電話相談や訪問相談等も実施しています。

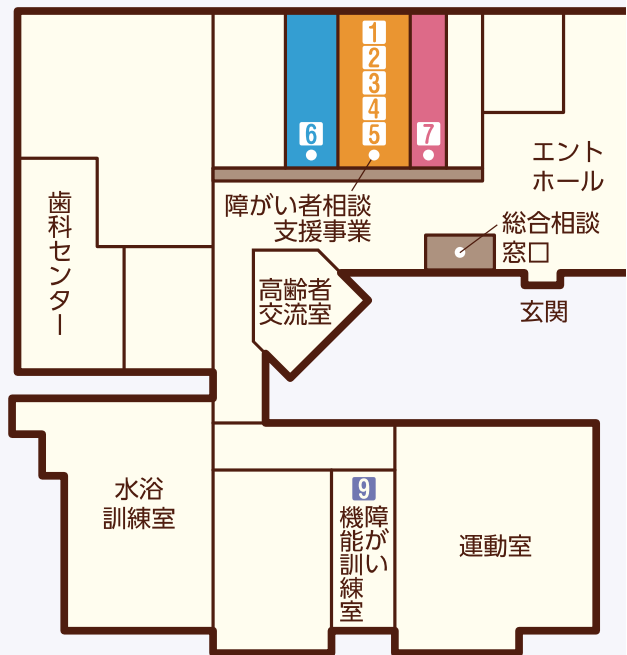
1 芦屋市障がい者 基幹相談支援センター

◎事業所種別：障害者基幹相談支援 ◎運営主体：芦屋市

住所 芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター1階
TEL.0797-31-0739 FAX.0797-32-7529

事業所 P R

地域の相談支援体制を強化するため、障がい者相談支援事業所への後方支援を行います。また、サービス事業所等関係機関と連携して、複合・困難事例への対応や障がい者虐待への対応、地域課題の解決に取り組めます。



6 阪神南障害者就業・ 生活支援センター

◎事業所種別：相談支援 ◎運営主体：社会福祉法人 三田谷治療教育院

住所 芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター1階
TEL.0797-22-5085 FAX.0797-22-5083

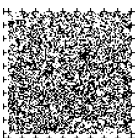
e-mail shurou-shien@sandaya.or.jp

URL http://www.sandaya.or.jp/chiryoukyoiku

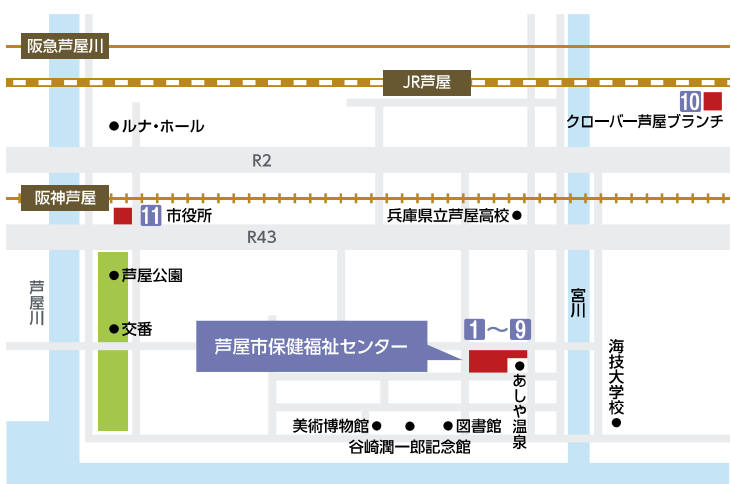
事業所 P R 就職を希望されている障がいのある人、あるいは在職中の障がいのある人が抱える課題に応じて、ハローワークなどの関係機関と連携し就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

2~5

住所 芦屋市呉川町14-9
芦屋市保健福祉センター1階
TEL.0797-31-0692 FAX.0797-32-7529



ろいろな相談ができる窓口を開設しているルでも受け付けているんだ。来るのが大変ずはこの相談窓口が、スタート地点になるしたいと思ったら、2345の相談窓口



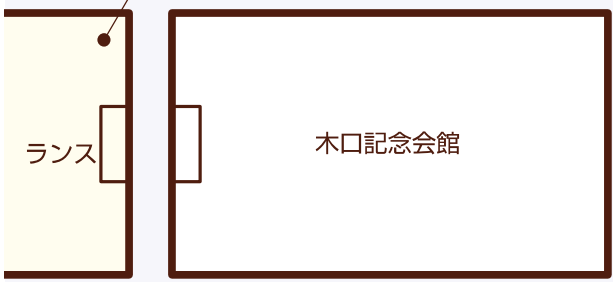
9 しょうじきのうくんれんじぎょう 障がい児機能訓練事業

◎運営主体：芦屋市障害福祉課
住 所 芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター1階南
TEL.0797-31-2121 (代表)・0797-38-2043 (直通)
FAX.0797-38-2178
事業所P R
心身の発達やことばに心配のある児童を対象に、「身体機能訓練」「作業療法士による訓練」「言語聴覚士による訓練」「水浴訓練」の4つの機能訓練を実施しています。

10 ひょうご発達障害者支援センター クローバー芦屋ランチ

◎事業所種別：発達障害者支援センター
◎運営主体：社会福祉法人 三田谷治療教育院
住 所 芦屋市楠町16-5
TEL.0797-22-5025 FAX.0797-22-7885
e-mail cloverashiya@dream.com
事業所P R
発達障害者支援法に基づいて、兵庫県から委託を受けて開設しています。発達障害者支援法に基づいて、兵庫県から委託を受けて開設しています。全ライフステージにおける発達障がいに関するご相談を地域の相談窓口と連携の上、行っています。

就労支援カフェ(カシュ・カシュ)



11 あしやしふくしふしょうがいふくしか 芦屋市福祉部障害福祉課

住 所 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所南館1階16番窓口
TEL.0797-31-2121 (代表)・0797-38-2043 (直通)
FAX.0797-38-2178
しょうしやそうだんいん しんたい ちてき せいしん
○障がい者相談員(身体・知的・精神)

事業所P R
芦屋市では、障がいのある人やその家族の問題について、県知事または市長から委嘱された障がい当事者・家族の方(ピア)による相談を行っています。(事前予約)

8 あしやしとくべつしえんきょういく 芦屋市特別支援教育センター

◎運営主体：芦屋市教育委員会学校教育課
住 所 芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター3階
TEL.0797-31-0654 FAX.0797-31-0654
事業所P R
障がいのある子どもに対する教育的な支援を進めています。保護者への相談を進め、幼児児童生徒には、学校園での安全安心な学校生活、分かる授業の展開がなされるよう、先生方や子どもへの支援を進めています。

7 あしやしけんりようごしえん 芦屋市権利擁護支援センター

◎事業所種別：権利擁護支援
◎運営主体：特定非営利活動法人 PASネット・社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会
住 所 芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター1階
TEL.0797-31-0682 FAX.0797-31-0687
e-mail ashiya-asc@hn.pasnet.org
事業所P R
障がいのある人や高齢者の権利を守るために、成年後見制度の利用、消費者被害・虐待などの権利侵害など権利擁護に関する相談事業を実施しています。弁護士・司法書士による専門相談(事前予約)を、毎週火曜日に行っていますのでご利用下さい。

